

【詳細】審査請求から裁決までの流れ（教育委員会が審査庁となる場合）

※ 以下、「行政不服審査法」は「法」と略します。

①処分

審査請求の対象となるのは、行政手続法及び行政事件訴訟法に規定されている「処分」の意味と同じで、「**行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為**」であり、法律や条例に基づく許認可等がこれに該当し、継続的な事実行為（人の収容や物の留置等）も含まれます（法第1条）。

また、法令に基づく申請に対し、行政庁が何らの処分も行わない場合のような**不作為**についても、審査請求ができます（法第3条）。

②審査請求

処分に不服があるときに、行政庁に対して行う不服申立てです。次の行政庁に対して行います（法第4条）。

ア 処分を行った行政庁又は不作為を行っている行政庁（以下「処分庁等」といいます。）に上級行政庁がある場合には、最上級行政庁

イ 処分庁等に上級行政庁がない場合には、当該処分庁等

（例外）法律・条例に特別の定めがある場合には、当該法律・条例に定める行政庁

以上のことから、**教育委員会が行った処分等に対する審査請求は教育委員会に、教育長が行った処分等に関する審査請求は教育長に基本的にを行うこととなります**（審査請求先については、処分の際に教示されます）。

また、審査請求は**原則3か月**以内に行わなければなりません。

審査請求は、審査庁へ**審査請求書を提出**して行います。

③弁明書の提出

審査庁は、処分庁等に対して、直ちに審査請求書を送付します。その際、審査庁は処分庁等に対して、期間を定めて弁明書の提出を求めます。提出を求められた処分庁等は、法定された事項を記載した弁明書を期間内に審査庁に提出します（法第29条第3項）。

④反論書の提出

処分庁等によって作成された弁明書は審査庁によって、審査請求人に送付されることとなりますが（法第9条第3項の規定により読み替えられた第29条第5項）、審査請求人は**弁明書に記載された事項に対して反論がある場合には、反論書を提出することができます**（法第9条第3項の規定により読み替えられた第30条第1項）。

⑤裁決案の付議

⑥裁決

審査庁は、遅滞なく裁決を行います（法第9条第3項の規定により読み替えられた第44条）。なお、裁決の内容は公表するよう努めなければならないこと